

専門実践教育訓練給付の講座指定基準の見直しについて

指定基準の見直しに係る論点について

- 未来投資戦略2017において、今後、第4次産業革命の進展により競争力の源泉が「ヒト(人材)」、「データ」へ移っていくと指摘されているとおり、高度IT分野等、産業競争力強化・生産性向上につながり、かつ今後の就業者増が見込まれる分野の教育訓練に重点を置くことが、産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。特に、AI・IoT・ビッグデータや情報セキュリティなど、第4次産業革命下において高い人材需要が見込まれる領域の人材開発が急務。
- 一方、専門実践教育訓練給付については、給付率の引上げ等の制度の拡充の効果を最大化できるよう、未来投資戦略2017において、「2022年までに対象講座数を5,000とする」(平成29年4月1日現在:2,417講座)というKPIを設定し、講座の拡充に取り組んでいるところ。
- こうした中、今般、経済産業省により、将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図るための専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」が創設されることとなったところ。
- 本制度に基づき、経済産業大臣の認定を受けた講座について、中長期的キャリア形成に資するかどうかといった観点から検討を行った上で、一定の質を満たすものについて、専門実践教育訓練給付の対象としてはどうか。
- その際、検討の具体的な視点としては、以下のようなものが考えられるのではないかと。
 - ・ 講座のレベル(現行の課程類型⑤と比較して、どうか)
 - ・ 講座の職業実践性(現行の課程類型④と比較して、どうか)
 - ・ 講座を修了することの労働市場における価値(資格の取得相当以上の価値を有するものか) 等
- また、対象とする場合に、講座ごとの具体の基準の在り方について、どう考えるべきか。

指定基準の見直しについて(イメージ案)

1 指定基準の基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

2 訓練内容に関する基準

(1)資格等レベル、(2)講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

① **業務独占資格又は名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程** (期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

② **専門学校**の**職業実践専門課程** (期間は、2年)
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

③ **専門職大学院** (期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

④ **職業実践力育成プログラム** (期間は、正規課程は1年以上2年以内、特別の課程は時間が120時間以上かつ期間が2年以内)
(講座レベル) 就職・在職率(大学院における正規課程にあつては、就職・在職率の実績、定員充足率の実績)からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの

⑤ **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程** (時間が120時間以上(ITSSレベル4相当以上のものに限り30時間以上)かつ期間が2年以内)
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの



⑥ **第四次産業革命スキル習得講座** (期間が2年以内かつ一定時間以上。中長期的キャリア形成に資するものに限る。)
(講座レベル) 他類型と同様の就職・在職率を設定

第四次産業革命スキル習得講座認定制度 概要①

- I T・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する。

■ 講座の要件

- ✓ 育成する職業能力・スキル、訓練の内容を公表
- ✓ 受講により習得する実務知識、技術、技能を公表
- ✓ 実習、実技、演習又は発表などが含まれる実践的な講座がカリキュラムの半分以上
- ✓ 審査、試験等により訓練の成果を評価
- ✓ 社会人が受けやすい工夫（e-ラーニング等）
- ✓ 事後評価の仕組みを構築 等

■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
- ✓ 組織体制や設備、講師等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

■ 認定の期間

- ✓ 適用の日から3年間

■ 対象分野・目標

※IT技術の基礎・初級は対象としない。

(1)

IT
(IT業界)

新技術・
システム

高度技術

①

クラウド、I o T、
A I、データサイエンス 等

開発手法

デジタルビジネス開発（デザイン思考、サービス企画、データ分析、アジャイル等）との組み合わせも想定

②

ネットワーク、セキュリティ 等

(2)

産業界の
I T利活用

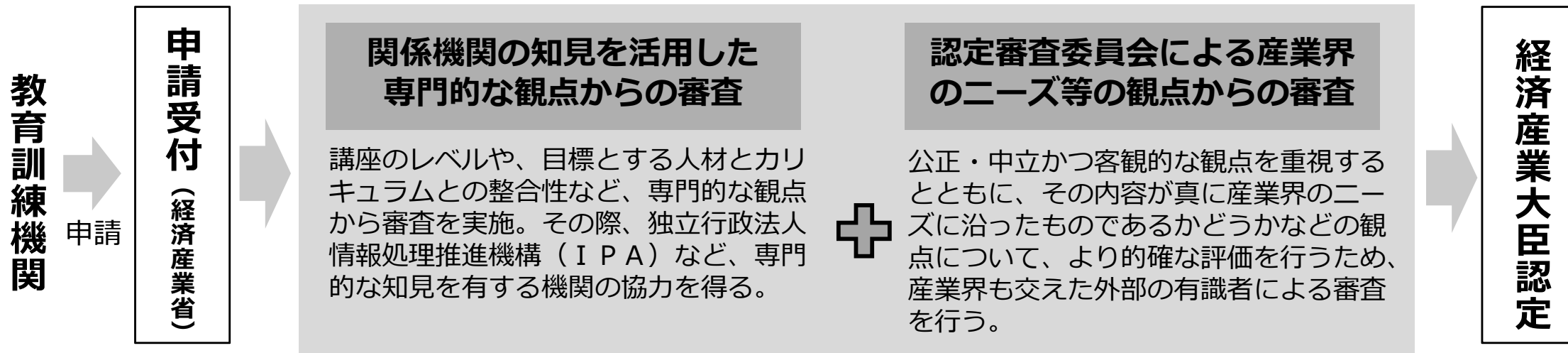
ものづくり、自動車、ロジスティクス分野 等

(目標)

I T S S
レベル4
相当
を目指す

※ I P A 等からの専門的な助言を踏まえ、外部専門家による審査を経て認定を行う

■ 認定フロー



■ 関係閣議決定等

○ 働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）（抄）

《ロードマップ—女性・若者が活躍しやすい環境整備及び雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実—「⑭女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実」》

【具体的な施策】

高度なIT分野を中心に、今後求められる能力・スキルに係る教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度を2017年度中に創設し、専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する

○ 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

3. 人材の育成・活用力の強化

i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充

④ 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充

民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。

専門実践教育訓練の対象として追加を検討しているプログラムの位置づけ(イメージ)

注 ()の数字は29年4月時点の指定講座数。

教育訓練

資格に着目

公的資格

- ① 業務独占・名称独占資格に係る、いわゆる養成施設の課程 (1,374)

公的資格以外 (いわゆる「民間資格」)

- ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (5)

訓練分野(IT)に着目

- ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座【今回の追加対象(案)】

所管大臣による職業実践性の認定に着目

学校教育法に基づく課程に着目

- ③ 専門職大学院 (90)

- ② 職業実践専門課程 (884)

- ④ 職業実践力育成プログラム (64)

第四次産業革命スキル習得講座は、課程類型⑤と同様、IT分野に関する教育訓練であるが、

- AI・IoT・ビッグデータといった、職業能力を的確に評価する資格制度の構築・メンテナンスが困難な領域の知識・技能を扱う講座
- ケーススタディや演習等を通じ、現場での実戦能力を高めるための講座 等、

これまで、専門実践教育訓練の対象としていなかった内容・形態の教育訓練を実施。

第四次産業革命スキル習得講座の専門実践教育訓練としての適格性について①

講座のレベルについて

- 認定の対象は、**ITSSレベル4相当以上**の人材の育成を目指す講座とし、以下に該当する教育訓練であるかどうかを、専門機関の知見を活用しながら、審査。
- ① 高度・先進的な技術・手法等を使いこなし、それをビジネス創出につなげるなど、業務上の課題の発見と解決をリードするレベルの人材を育成するための教育訓練であること
 - ② 当該教育訓練が対象とする技術・領域や手法等を活用して、修了後、独力での業務遂行や後進育成に貢献できるようになるものであること
- 審査にあたっては、審査要領上、領域（AI、データサイエンス、セキュリティ、IT×自動車、等）ごとに、講座認定の対象となる知識・技術の範囲を示すとともに、ITSSレベル4相当以上の能力に裏打ちされる、高度な知識・技術が習得できる教育訓練カリキュラムとなっているかを確認。
- **講座修了時における受講者の学習到達度の把握**、目標とする知識・技術を獲得したと認められる者に対する修了証の交付を認定要件化。

ITSS（ITスキル標準）

レベル	定義
7	<ul style="list-style-type: none">社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ
6	<ul style="list-style-type: none">社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ
5	<ul style="list-style-type: none">社内において、テクノロジーやメソドロジ、ビジネス変革をリードするレベル社内で認められるハイエンドプレーヤ
4	<ul style="list-style-type: none">一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベルプロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する
3	<ul style="list-style-type: none">要求された作業を全て独力で遂行するレベル専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する
2	<ul style="list-style-type: none">要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベルプロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する
1	<ul style="list-style-type: none">要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベルプロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する

- ◎ 上記の審査方法により、認定講座がITSSレベル4相当以上を目指す講座であること、講座修了者がITSSレベル4相当以上のスキルを獲得することを担保 → レベルの高さにおいて、課程類型⑤の「特に高度」相当といえる。

講座の職業実践性について

- プレゼンテーション等の受講者側から発信する授業形態のほか、ディスカッションやグループワーク、ワークショップ等の双方向の授業形態や、課題解決のための実習・演習等、実践的な方法による授業が、教育訓練の50%以上を占めていることを認定要件化。
- 認定に当たり、申請のあった教育訓練の内容が真に産業界のニーズに沿ったものであるかどうか等の観点からの的確な評価を行うため、産業界を交えた外部有識者による審査を実施。

◎ 上記の審査方法により、認定講座の職業実践性を担保 → 課程類型④と同様の審査方法であることから、職業実践性の高さにおいて、課程類型④相当といえる。

講座を修了することの労働市場における価値について

以下の、認定講座修了者を活用する立場にあるIT・自動車業界団体等から、第四次産業革命スキル習得講座に対する期待や、制度が開始された際の積極的な協力・修了者の活用等についての意見が示されている。

- ・ 一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)
- ・ 一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)
- ・ 一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA) ソリューションサービス事業委員会
- ・ 自動車産業におけるモデル利用のあり方に関する研究会

◎ 関係業界団体・関係企業より、認定制度の内容を評価する意見や、認定講座への積極的な寄与(講師派遣・プログラム開発への参画等)・認定講座修了者の積極的な活用に関する意向が示されており、認定講座を修了することが、働く方の、IT業界をはじめとする労働市場における価値を高め、再就職やキャリアアップにつながるものと期待される。

課程レベルの要件(案)

○ 「第四次産業革命スキル習得講座」の認定を受けた講座(今回、検討の対象とした範囲)は、①講座のレベルの高さ、②講座の職業実践性の高さ、③講座を修了することの労働市場における価値の高さの各観点において、現在、専門実践教育訓練の対象としている課程類型と同等、あるいはそれ以上であると考えられることから、「働き方改革実行計画」や「未来投資戦略2017」に示された方針も踏まえ、以下の要件を満たすプログラムを新たに対象としてはどうか。

- ① 経済産業大臣が「第四次産業革命スキル習得講座」として認定したものであること
- ② 30時間以上かつ2年以内の教育訓練であること
- ③ 中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当すること

講座レベルの要件(案)

○ 訓練修了後の就職・在職率の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものを対象としてはどうか。

參考資料

今般の「働き方改革」実現のため、働く方の自発的な職業能力開発の強力な支援として、教育訓練給付の給付率の引き上げ・利便性の向上等の制度改革に併せ、その効果を最大化できるよう、対象講座の拡充を行うこととする。

【参考】教育訓練給付に係る制度改革

- ・ 専門実践教育訓練給付の給付率・上限額引き上げ（6割→7割、48万円→56万円）、支給要件緩和（支給要件期間を10年→3年）
- ・ 教育訓練支援給付金の支給額の引き上げ（基本手当の5割→8割）、暫定措置の延長（平成33年度末まで）
- ・ 専門実践教育訓練給付・一般教育訓練給付ともに、出産・育児等による場合は、離職後4年以内→20年以内まで、受給可能に

課題

○産業競争力強化・生産性向上に資する分野における人材育成ニーズへの対応

- ・ 第四次産業革命を支える人材に求められる「高度IT分野」等のスキルを専門実践教育訓練を活用し習得できるようにすることが産業競争力強化・生産性向上の観点からも、雇用の促進・安定の観点からも重要。

○非正規雇用の若者・子育て女性等の再就職やキャリアアップのための講座の拡充

- ・ 非正規雇用の若者、子育て中の女性等のキャリアアップに資すると考えられる教育訓練受講機会の偏り・量的制約
- ・ 育児・介護等のために自宅を離れにくい者に対し、通学の不要なe-ラーニングの講座により、多様で質の高い教育訓練の機会を提供することが必要。

○講座の地域偏在

- ・ 地方部における指定講座数・バリエーション、ひいては受講機会の限定

当面の対応策

①高度IT技術等に関する講座の拡充

本年4月告示改正

- ・ 情報処理安全確保支援士資格（平成29年4月より国家資格試験実施予定）、プロジェクトマネージャ資格等、特に高度なIT資格の取得を目標とし、受講者が既に一定の高い能力レベルにあることを前提とした講座に限り、例外的に短時間の講座を含め指定対象とすることで、労働市場ニーズの高い高度IT人材の育成を推進。
- ・ 「高度IT分野をはじめとする産業界のニーズの特に高い分野における、産業所管省庁による認定を受けた職業実践性の高い講座」について、産業所管省庁による制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象にすることを検討。

②子育て女性等のリカレント講座の拡充

- ・ 出産・育児等のためキャリアを中断した女性の職場復帰・キャリアアップに資する短期間の講座を拡充。
- ・ 子育て女性等の職場復帰・キャリアアップにつながる多様な講座を新規開発し、その成果を全国に普及。

③e-ラーニング講座等の拡充

本年4月局長定め改正

- ・ IT技術を用いた適切な方法により受講者の本人確認を行うことを要件として、通学の不要なe-ラーニングの講座も、指定対象とする（一般教育訓練も同様）。
- ・ 子育て女性や非正規雇用の在職者等にとって受講しやすい、土日・夜間講座の開講を促進。



上記のほか、資格制度の創設・設定に伴い、課程類型①に該当することとなったものとして、キャリアコンサルタント資格（平成28年4月1日より名称独占の国家資格化）の養成課程（職業能力開発促進法に基づき厚労大臣が認定）が専門実践教育訓練給付の対象となることを明確化。

本年4月局長定め改正

さらに、今後、以下の事項について、文科省の検討等を踏まえ、具体化を図る計画。

- 文科省にて創設を予定している「**新たな高等教育機関**」（平成29年通常国会に関連法案を提出・成立）について、制度設計の具体化を踏まえ、専門実践教育訓練給付の対象講座とすることを検討。
- 文科省有識者会議における、職業実践専門課程等の専門学校における社会人の学び直しに関する議論を踏まえ、必要な措置を講じることを検討。

専門実践教育訓練給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大4年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

<給付の内容>

- 受講費用の40%(上限年間32万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

平成30年1月1日以降:
受講費用の50%(上限年間40万円)を6ヶ月ごとに支給

<支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間10年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

平成30年1月1日以降:
被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の50%(平成30年1月1日以降:基本手当日額の80%)を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(平成33年度末までの暫定措置)

専門実践教育訓練の指定講座について

全指定講座数:2,417講座(平成29年4月時点)

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程
講座数) 1,374講座
例)看護師、介護福祉士 等

②専修学校の職業実践専門課程
講座数) 884講座
例)商業実務、経理・簿記 等

③専門職学位課程
講座数) 90講座
例)MBA等

④大学等の職業実践力育成プログラム
講座数) 64講座
例)特別の課程(工学・工業) 等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
講座数) 5講座
例)シスコ技術者認定CCNP等

第四次産業革命スキル習得講座認定制度に対する業界団体等からの意見

◆一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)

- 今般創設される認定制度に関しても、これまでの蓄積を生かし、例えば教育訓練プログラムの開発への参画や、実務家講師の派遣等、業界として可能な協力を図るもの。
- 業界レベルで人材育成に取り組む環境を整備し、「『第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)』に関する検討会」でとりまとめられた報告にある、人材育成支援制度の活用をはじめ、IT技術者が積極的にスキルアップできるよう取り組み。
- 今回、新たに創設される認定制度によって、デジタルビジネスの創出をはじめとした第四次産業革命に対応できるスキルを有する人材の育成が進展することを期待。
業界としては、そうしたスキルを有する人材が、各情報サービス企業において意欲的に事業の創出に取り組み、新たな価値を生み出し、労働者個人として活躍するとともに当該企業、ひいては業界の発展に寄与することを期待して、認定講座修了者について、事業創出の中核的人材として起用するなど積極的な活用を図るとともに、そのスキルを発揮しやすい環境整備に努めるもの。

◆一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会(CSAJ)

- 単なるエンジニア向けの技術の習得ではなく「デジタルビジネス」を加えるとともに、IT分野のみならず「産業界のIT利活用分野」も含めている点を高く評価。そのためには単なる座学だけでなく、産業ニーズに直結した高度または先進的なカリキュラムを作成する必要があり、実践的な教育手法を取り入れることが重要と考え、その点も制度に反映されており、評価。また、当該認定制度が在職者を主な対象としていることから、e-ラーニングや夜間講座、欠席時の振替受講などの講座運営の工夫に言及されている点も当協会として高く評価。
- 修了評価についても、訓練を終了したと認められる者に対して修了書を交付することから、在職者を派遣する企業としても修了者の処遇に反映させ易いと評価。当協会としても、こうした高いスキルを身につけた人材については、各企業において第4次産業革命を担う中心的な役割を果たす人材として積極的に活用していきたい。
- 国が定めた成長戦略にある2020年までにGDP600兆円を実現するためには、第4次産業革命を担う人材の育成・確保が喫緊の課題と認識。長期的にも、IoT、AI及びビッグデータを使いこなしてビジネスを創出するような新たな人材の育成は重要な課題であり、当協会としても、講師派遣やフィールドワークの場の提供などの点で効率的かつ効果的な人材育成プログラムの開発に貢献していく所存。

◆一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA) ソリューションサービス事業委員会

- 第4次産業革命を牽引できるスキルの習得は重要な課題であり、ソリューションサービス事業分野に留まらず、すべての事業分野における国際競争力強化のためにもきわめて重要。
- 認定対象とする講座の対象分野は「IT分野」と「産業界のIT利活用分野」をカバーし、目標レベルはITスキル標準(ITSS)レベル4相当(独り立ちレベル)としている点、在職者が働きながら受講できるようにe-ラーニングなどの活用や夜間開講などの工夫が講じられていることを必要としている点、講師や修了時の受講者の評価に関する要件を定めている点、これらを客観的に審査し認定する点、認定の有効期間を設けることによりプログラムの陳腐化を防止する点などを高く評価。
- 対象講座の修了者の処遇については、会員企業各社の人事制度に依存するため、当協会として統一的な評価は出来ないが、少なくとも間接的にはプラスに評価される。また、クラウド、IoT、AI、データサイエンス等の新技術を活用する事業では、これら新技術のスキルを持った人材が不足していることから、対象講座の修了者の市場価値が高くなることが予想され、結果として第4次産業革命を牽引することが期待できる。
- 当協会の会員企業である大手ITベンダーの多くはグループ企業として研修会社を有しており、プログラムづくりへの積極的な寄与を行う。

◆自動車産業におけるモデル利用のあり方に関する研究会

※経産省に設置する、自動車MBDの普及に係る研究会。大手自動車メーカー・部品メーカー10社が参加。

- 自動車産業においては、自動走行の実現や世界的な環境規制への迅速な対応等のため、開発・性能評価のプロセスを、実機を用いずバーチャル・シミュレーション(モデルベース開発(MBD))で行う重要性が拡大。
- 当検討会では、平成29年3月31日に、MBDに関する産学連携の深化、サプライヤ等への人材育成支援等を行う中長期的な戦略を策定し、各自動車メーカー・部品メーカーは、これを連携して推進していくことを表明。
- 今回発表された「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」は、本戦略に沿った人材育成を推進するものであり、自動車メーカーはこれを高く評価するとともに、講座の開発・実施への協力、MBDに係るスキルを持った人材の積極的な活用に取り組んでいく。